

要援護高齢者を主体とする社会参加の手法 —いつまでもイキイキと暮らす支え合い講座から—

Method for Social Participation of the Frail Elderly : From a Lecture on Mutual Aid

佐藤 陽
Akira SATO

要 旨

2015年度、介護保険法の改正により、自治体は、生活支援体制整備に取り組み、住民の互助活動を促進し、多様なサービスの充実により、高齢者が要支援・要介護状態になっても、地域で支え合える仕組みづくりを促進する。こうした地域包括ケアシステムを築くには、要援護高齢者に対する価値の転換を図り、元気高齢者のみならず、要援護高齢者も状態に応じ、主体的に社会参加する機会の創出が必要になる。その方法の1つとしてボランティアや支え合い活動につなぐ福祉体験学習がある。高齢者の学び合いの講座を試案し実証を試みた。その結果、要援護高齢者の社会参加の機会につながる有用性が示唆された。

I 要援護高齢者を含む高齢者が主体となって社会参加できるように

1. 高齢者が自分らしく豊かに暮らし続けるために

我が国は、75歳以上の後期高齢者が増加する超高齢社会を迎えている。核家族化とともに単身世帯が増え、認知症高齢者が増大し、団塊世代が後期高齢期を迎える2025年を展望し、2015年度の介護保険制度改正においては、重度者を重点対象として、在宅で介護できる地域包括ケアシステムの実現に向けて本格的推進をはじめた。

住まい、医療、介護、予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供する地域包括ケアシステムは、高齢者が尊厳を保ちながら、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会づくりを目指している。近年、公的サービスだけではなく、住民がサービスの担い手として重視されるようになり、元気な高齢者と、虚弱から要支援・要介護になり兼ねない二次予防事業対象者を分け隔てなく捉える。そして、住民が運営するサロン、カフェ、体操教室等の通いの場を充実させ、人と人と

のつながりを通じ、場を継続的に拡大させ、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進している。

2000年度、社会福祉法第4条に地域福祉の推進が明文化され、福祉への住民参加が促進された。そして、2008年、厚生労働省（以下「厚労省」）「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」に「新たな支え合い」の概念が提起され、公的な福祉サービスだけでは解決出来ない住民の生活課題に対して、住民、NPO・ボランティア等が行政や専門職と協働して生活支援することが求められるようになった。公的な役割を住民に肩代わりさせるのではなく、住民と行政が協働し、福祉に関わることが重要なのである。

従来、高齢者は、福祉や介護のサービスを必要とする対象者として捉えられてきた。しかし、「2011年度版高齢社会白書」が、社会活動（ボランティア）の促進と、高齢者自身が地域の支え手になる必要性を示した。今日、社会のために役立ちたいと思う60代は68.7%（内閣府2015）いる。2013年度から高齢者雇用確保措置が義務化され、近年、60代前半の就業率は上昇している。これからは、「高齢社会対策大綱（2012年）」が記した、高齢者が支えられる側から支える側になるよう意識変革と行動を促進し、要支援・要介護状態になっても、その状態に応じて地域で互いに支え合える仕組みづくりをしていく必要がある。2015年、日本老年学会は、現在の高齢者（65～79歳）は10～20年前に比べ5～10歳若返っていると発表した。今日、高齢者は医療や介護サービスの受益者という客体だけでなく、高齢期を自分らしく豊かに暮らし続けられるよう、就労、趣味、学習、ボランティアにより、主体的な生活を充実させられるように、社会参加の機会の創出が期待されている。

2015年、厚労省は、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を発表し、地域包括ケアシステムの考え方を高齢者だけでなく、対象・分野別の縦割りを横断的にして、多様な人々のニーズに応えられる「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築をめざす。そして、この誰もが適切な福祉サービスを受けられる社会の具体的な実現に向けて、2016年7月、厚労省は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を開催した。同年6月の「骨太方針2016」や「ニッポン一億総活躍プラン」には、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現するために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」と記されている。これはまさに、地域福祉を基軸とする住民主体による相互に支え合える地域づくりから地域包括ケアシステムを築くことにつながる。

2. 高齢者の社会参加のあり方

2013年、厚労省「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会報告書」は、高齢者が就労等を通じて地域社会で「居場所」や「出番」を得て、知識や経験を活かし地域社会の「支え手」になり、生涯現役社会の実現に向けた就労・社会参加を提示している。今日、働く意欲のある高齢者は、これまで培った経験と能力を活かし、生きがいをもって社会参加することで健康を維持し介護予防する。これにより、生涯現役で活躍し続けられる社会環境が築かれる。しかし、高齢者の健康状態、職業経験、介護の有無、家庭環境、経済状況等の個人差は大きいいため、就労を含めた社会参加のあり方は多様である。

経済的な面からは、企業等での継続雇用、起業、NPOの立ち上げ支援、シルバー人材センターによる就業、一般労働者派遣事業、無料職業紹介事業、介護職就労等がある。また、ボランティア精神を内包しつつ、地域が抱える課題をビジネス手法で解決し、活動の利益を地域に還元してコミュニティを活性化させる活動を持続可能にする仕組みとして、採算を踏まえたコミュニティビジネスがある。その

他、身近な社会参加の機会として、ボランティアやNPO活動、民生委員・児童委員や自治会・町内会、地区社協等による小地域福祉活動、高齢者大学をはじめとするさまざまな生涯学習の機会がある。

今日、意欲や能力のある高齢者が就労やボランティア等の支え合い活動に社会参加していくことの必要性が指摘されている。

3. 介護保険改正に伴う高齢者の社会参加の機会

今回の介護保険法改正によって、要支援者への対応は市町村の役割になる。全国自治体は2017年度末までに、要支援者に対し、既存の行政や介護支援事業者等の専門的なサービスだけでなく、従来の住民による地域福祉活動実践を含め、ボランティア、NPO、民間企業、各種協同組合等、地域の多様な供給主体を活用して、制度では支えきれない日常生活上の細やかな生活支援サービスが提供できるように、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新しい総合事業」）を開始する。住み慣れた地域で在宅生活が続けられるように、地域に支え合いの体制をつくり、2025年までに地域包括ケアシステムを構築することが各自治体に問われる。

市町村は、元気な高齢者をはじめとするボランティアなど、住民を「サービスの担い手」と捉え、これまでの互助活動をはじめとする住民主体の多様なサービスの充実により、要支援者の状態に応じた住民主体のサービス利用を促進するとしている。有償やボランティア等による生活支援サービス等を充実させ、高齢者支援を促進することが期待されている。つまり、住民参加型在宅福祉サービス¹⁾等の有償サービスは、介護保険制度の中に組み込まれる可能性がある。今後、これまで専門職が担い、要支援者に提供されたサービスの一部が、住民によるサービスとして提供される可能性がある。そして、高齢者自身も社会参加として、有償サービスを含むボランティアや生活支援サービス等の社会活動へ参画することが求められる。

しかし、支援を必要とする高齢者への日常的生活支援を有償で担ってきた住民参加型在宅福祉サービスの担い手不足傾向は68.6%（全社協2016）である。今日の経済状況を考慮すると、多くの世代はボランティアな社会参加の取り組みではなく、一定の収入を基準に仕事を選択すると考える。また、身近な生活支援に金銭等を介在させてきたことで、利用者も互酬性よりも消費者目線で、安価な労働力ととらえかねない。勿論、従来からの無償の支え合いやボランティアの実践はあるが、感謝の気持ちによる相互扶助の考えだけでは、今後、こうした生活支援サービスの担い手は集まらなくなる可能性がある。こうした課題が、今日の住民主体の地域福祉活動にある。このような問題を内包しつつ、住民の互助活動の促進に期待する地域包括ケアシステムの構築において、行政サービスとして通所や訪問サービスを住民主体で担ったとしても、内実は現状の取り組みにとどまり、専門職の公的サービスと同等の質を担うことは難しいだろう。

2025年に65歳以上人口が総人口の30.3%になると予測される今日、社会に貢献したいという高齢者は多い。介護や福祉を必要としない元気高齢者が多い今のうちに、身近な生活を互いに支え合う姿勢を育む必要がある。現在、ボランティアグループの多くは、高齢化による担い手不足を指摘するが、高齢者同士の支え合いとして元気高齢者の活躍の可能性は高い²⁾。身近な社会参加の機会として、ボランティア等の支え合いの活動を日常生活に取り入れ、自ら無理せず楽しみながらはじめることで、地域社会とのつながりを築き、生きがいと健康維持につなげられると考える。その際、元気高齢者がアクティブに地域の社会活動に取り組むだけでなく、今後増加が懸念される要援護者³⁾と見られがちな高齢者も、支えられる側だけで見ないようにする。共に社会に生きる人として、その尊厳を保持するには、人の役に立つ社会活動に参加することが生きがいにつながる。このようによりよく生きる姿勢を育むことを社

会全体で認識することが重要と考える。2025年を視野に、高齢者は支えられるだけの存在ではなく、支援を必要とする高齢者も含め、高齢者が相互に支え合うことが当たり前の社会のあり方にしていくことが必要である（佐藤2015）。

一方的に支援されるのではなく、「お互い様」の助け助けられる双方向性の視点で、高齢者や障害者等の支援を必要とする人が社会参加できるように意識的に取り組むためには、地域包括支援センター（以下「包括」）や社会福祉協議会（以下「社協」）の役割が期待される。たとえば、小地域福祉活動⁴⁾に取り組んでいる住民が協力して、要援護高齢者が主体性をもてるようにエンパワメントを高める。例えば、サロン活動を利用する書道の先生だった認知症の方に、サロンで書道教室を行い、お手伝いをしていただく。すると普段はサロンの日を忘れてしまうことが多いが、書道の日は覚えていて、教室で他の利用者に丁寧に教える。その方に小学校の認知症サポーター養成講座に協力してもらい、子ども達が書道を通じて高齢者との関わりを体験学習する。このように自身が可能な形で社会に役立つ工夫ができると社会参加しやすくなる。それは高齢者にとって生きがいとともに介護予防にもなる。要援護高齢者が地域社会において、自分の居場所や社会的役割を見出し、「お互い様」で支え合える関係がつけられることが重要である。

本論は、要援護高齢者の力を活かす場づくりに関する先行研究（佐藤2015）に基づき、要援護高齢者が主体的に社会参加する機会の創出方法の1つとして、高齢者のもつ力を活かし、各々に可能なボランティアや支え合いにつながる活動に参加、あるいは創出するきっかけをつくる福祉体験学習のあり方について検討する。

II 要援護高齢者の力を活かす場づくりの検討から

「新しい総合事業」において、生活支援等の必要な関わりを生み出す人材育成が求められている。しかし、元気高齢者による支援者育成に着目するのではなく、前述してきた支援を必要とする側を捉えなおす必要がある。高齢者は支援を受けるだけの立場になると、心身の健康を損ないがちになるといわれている（浦2014）。

要援護高齢者が主体となり自らがもつ力を生かすには、その人の「人や社会に役立ちたい」という欲求を生かし、社会参加の機会をつくる必要がある。支えられるだけではない、という気持ちを尊重し、サービスの利用者と提供者の関係ではなく、互いに人の役に立とうとする気持ちを引き出し合える、支え、支えられるお互い様の関係でいられるようにすることが必要（浦2014）なのである。そのためには、高齢者予備軍をボランティアな担い手と想定し、つながりがネットワークで組織化され、社会貢献活動をすれば、地域問題の解決のみならず、活動する本人の孤立予防等に役立つ（浦2010）。前述したように、政府もこうした高齢者相互の支え合いの必要性を示しはじめた。筆者は、この視点に、今後増加が見込まれる要援護高齢者も、支援されるだけでなく、人材として有用で、その人の状況に応じ、可能な社会参加の方法を検討し、社会参加の機会を創出する必要があると考える。

埼玉県内の包括と社協にアンケート調査を実施⁵⁾したところ、社協74%、包括67%が、要援護高齢者を支える側にもなり得ると捉えていることが分かった。しかし、双方向性の支え合いにつながり要援護高齢者を主体とするきっかけづくりの講座や研修機会については、社協14%、包括13%でほとんど実施されていないことが分かった。

筆者は、要援護高齢者とともに互いの存在を与え合い支え合う、新たな地域づくりに視点をあて、

ソーシャルインクルージョンの理念に依拠し、エンパワメントに着目し、要援護高齢者が生きる主体として、人や社会に役立とうとする自分の力（「弱さの力」）を活かせる社会参加の場と空間（居場所）を、身近な生活環境に創出する必要があると考える（佐藤2015）。そして、この具現化の一步として、要援護高齢者が自分を活かせるように、学びを実践につなぐ学習の場をつくることであると考えた。

高齢者の双方向性のあり方を促進し、多くの住民に、要援護高齢者が支え手になり得ることを社会一般に理解してもらう。こうした新たな要援護高齢者に対する価値観を認識するためには、福祉教育が必要であり、ボランティアにつなぐことも意識し、高齢者を含む多様な住民に福祉体験学習の機会を提供する。この学びを日常的な活動につなげるためには、その場で関わったさまざまな人や団体と連携し、プラットフォームを構築（佐藤2009, 2010）して活動実践を生み出す場をつくる。

今回の介護保険法の改正で、こうしたプラットフォームを可能とする「生活支援体制整備事業」がある。地域の支え合い活動を促進する担い手として「生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）」を第1層（市町村区域）、第2層（中学校区域）へ配置する。高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できる場の確保や、新たなサービスの創出（社会資源の開発）に取り組み、高齢者の活躍の機会と、活力ある地域づくりを促進する。この一環でボランティア活動を促進し、高齢者自身の生きがいづくりと介護予防を支援する。また、多様な活動主体間の情報の共有と連携強化を担う「協議体」を設置する。これをプラットフォームとして、高齢者の社会参加の場づくりに活かす。

つまり、コーディネーターを中心に、協議体と協力して学習機会をつくり、住民が実際の地域活動を理解することから、それらの活動に参加し、必要な新たな活動を創出する可能性がある。筆者の要援護高齢者の力を活かす場づくり（佐藤2015）に関する理論仮説に基づき、今後、高齢者相互のみならず、肩車型⁶⁾社会を担う現在の子どもや、その親世代の高齢者理解も必要である。しかし、まずは、高齢者同士の学び合いの講座展開方法を試案し、自治体の協力を得て実証を試みた。

Ⅲ 要援護高齢者を含む高齢者同士が双方向性を理解して社会参加につなぐ講座試案

1. 生活支援体制整備事業の充実に視点をおく講座

高齢者が住み慣れた地域での生活を希望すれば、介護保険等の公的サービスとともに、地域の住民福祉活動、ボランティア、NPO等の協力を得て、その人らしく暮らし続けられるように支援することが求められる。これまでのサービス担当者会議だけでなく、地域ケア会議を活かし、多職種協働により、インフォーマルサポートとのネットワーク構築や、必要な社会資源の開発を行ない、専門職だけではない地域づくりで、住民をはじめとする様々な立場の人達と在宅生活の可能性を高めていく必要がある。しかし、「社会保障審議会介護給付費分科会第103回資料2」によれば、ケアプラン作成上の困難として介護保険以外のインフォーマルサービスの不足（42.4%）が指摘されている。

厚労省老健局振興課「介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案（概要）」（2014）に、前述した「協議体」と「コーディネーター」について記されている。「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（老発0605第5号2015年6月5日）において、コーディネーターと協議体（構成団体：行政、NPO、社会福祉法人、社協、協同組合、地縁組織、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）によるコーディネート機能の考え方は、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況把握をしていくことを連携し、以下の6つの取り組みを総合的に支援・推進すると記された（第1層は①から⑤を中心に機能、第2層は①から⑥を行う）。

①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能） ⑥ニーズとサービスのマッチング

各自治体は、2017年度末までに包括や社協等を活用し、インフォーマルサービスの拡充を含む生活支援体制の基盤を構築しなければならない。こうした介護保険の改正を踏まえ、住民主体による生活支援・介護予防として互助活動を促進するためには、その担い手となるコーディネーターと協議体が軸になり、住民が学び合い、実践につなぐ機会をつくることが欠かせない。そこで、講座の運営プロセスが、自治体の生活支援・介護予防の体制整備を進めるコーディネート機能の実務運営と、住民の福祉力の向上に寄与することに主眼をおいた。講座運営担当者は、生活支援体制整備に関わる行政、包括、社協を中心とする協議体メンバーを想定する。

2. 講座プログラムの構造

講座は、「新しい総合事業」に向けて、要援護高齢者を含む住民主体の互助活動の充実を図る人材育成を目的とする。特に要援護高齢者を主体と受けとめ、双方向性の支え合いにつなげられるように、コーディネーターと協議体を機能させ、生活支援体制の整備が出来るように、関係者の協力で講座プログラムの構造化を試みた。

はじめに、生活支援体制整備に必要な「①地域のニーズと資源状況の見える化、問題提起」に向け、高齢化状況やニーズについて、2025年までの10年の見通しを立てた自治体の介護保険事業計画を活用し、日常生活圏域ニーズ調査結果、包括や社協のニーズ調査やアンケートに基づき、担当が整理し、協議体でニーズについて共通認識する。「②地縁組織等多様な主体への協力依頼」は、「新しい総合事業」を構成する、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、一般介護予防事業について、自治体の各事業所、包括、社協、保健センター、NPOや民間企業、住民やボランティアによる活動等から、該当する取組みを確認し、それぞれのサービスに当てはめ、現状を把握する。

講座担当者は、①②の実務を進めることで、サービスの実情を認識し、高齢者ニーズを把握する。協議体の構成メンバーとともに取り組むことで、協議体の役割である地域ニーズの把握、情報の見える化、情報交換、地域づくりに向けて意識の統一を図る機会となる。この過程において、協議体のメンバー間の関係性が構築され、「③関係者のネットワーク化」につながる。また、①②で現状の社会資源が把握され、現在と今後の課題について、協議体のメンバーとともに講座において認識し、受講者同士が話し合う機会を持つことで、「④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一」を確認することが可能になる。また、協議体のメンバーが講座の話し合いに参加し、講座の受講者が「⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発」につながるように努力する。これらを踏まえ講座の目的は、「住民が新しい総合事業や地域の現状について理解し、住民の支え合いによる地域社会の形成を進められるようにする」とした。そして、講座を企画運営するプロセスの中で、コーディネーターと協議体の機能を充実させ「新しい総合事業」を促進する。要援護高齢者を含む住民が支え合いによる互助活動に取り組み、必要な課題解決に向けて、新たなサービスの創出や活動につながるようプログラムを試案した。講座の実施目的は以下の通りである。

[実施目的]

①受講者が地域包括ケアシステム（特に生活支援・介護予防）を理解する ②高齢化に伴う地域の現状、10年後の状況を知り、高齢者が高齢者と支え合う、地域での「互助」の必要性を理解する ③講座

を通して、自分が地域で出来ることや地域に必要なサービスを考え、はじめの一步が踏み出せる機会にする ④すでにサービス事業等に取り組んでいる人は一方的な支援になっていないか再認識し、これから取り組もうとする人は双方向性を理解する

3. 講座プログラムの展開

講座は、地域の課題解決に取り組めるような人材育成として、実践につなぐ能動的な学習にする。そのためには、知識を伝達する講義形式だけでは困難であり、受講者が主体的に学習参加出来るように、体験を通して実践的に学ぶ機会をつくることが重要と考えた。そこで、学習と実践を可能とする地域の仕組み（佐藤2004）として、包括、自治体と社協を含む協議体を機能させ、学習を通して実践へつながるようにする（佐藤2009, 2010）ため、座学だけでなく「支え合い」の福祉体験学習（佐藤2011）になるように、体験学習の枠組み（佐藤2002）を活用した（図1）。

実施目的について、受講生が社会参加の意識を向上させ、具体的行動につながるようにする。そのためには、福祉教育・ボランティア学習による学習者の即時的変容に関する研究（川元ら1999）と、宿泊型の体験学習と宿泊を伴わない体験学習に学習者への有効性に差があるかの比較調査研究（川元ら2000）の知見を援用する。即時的変容に関する研究により、有意性が確認できたのは、「関心」「知識」「態度」であった。自分と異なる他者と関わることで、その人が自分の身近な存在となると同時に、社会から自分がどう見られているか気になる共感反応と思われる「態度」「関心」の変容が顕著な結果として示された。そして、この調査を踏まえた比較調査研究により、事前学習は多くても少なくとも変化はないが、自分の活動体験をたくさん話すことに統計的に有意な変化が見られた。これらの知見から、体験を含む学習により、関わる人へ知識と関心と共感的な態度を育み、学習者間や関わるさまざまな立場の人と、取り組む内容について話し合うことで、自己を振り返り、自己変容に効果がある可能性が示唆された。この「話し合う」ことの有意性は、講座の運営に携わる担当者間にもいえると考え、各講座の開始前後に筆者とのミーティングを行う。

講座の展開方法と内容（図2）は、受動的な一方的講義だけではなく、受講者自らが能動的に参加出来るよう、「話し合い（GW）」「具体的な体験の機会」「振り返り」を取り入れる。

第1回講座は、地域包括ケアシステムに関する講義と、行政による地域の現状把握について「認知する段階」の事前学習として、座学で目的の①から④を踏まえる。講義で「地域包括ケアシステム」「新しい総合事業」「支え合いの仕組み」の大枠を知る。その後、行政の説明で「地域の高齢者の現状と将

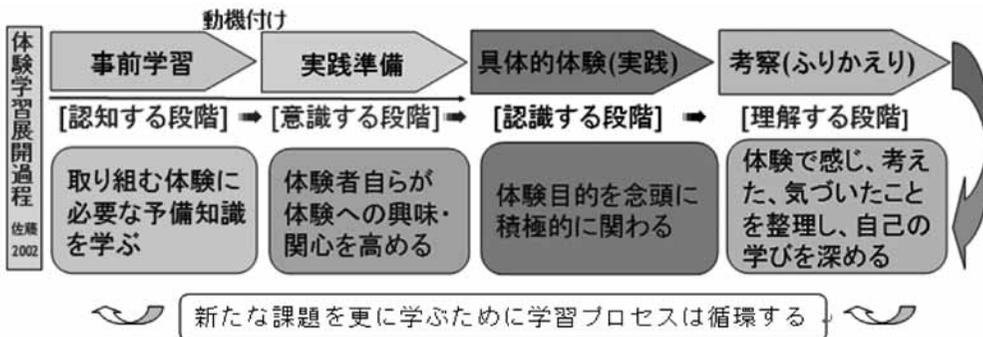


図1. 体験学習展開過程

来の可能性」を知る。今回の目標は、「地域包括ケアシステム、支え合いのしくみ、『互助』の必要性を理解する」「地域の現状を理解」「今後の講座の流れを主体的に理解する」。

第2回講座は、各活動の担い手が、それぞれの活動について、可視化された資料を用意して紹介する。「意識する段階」の実践準備として、地域の高齢者を支える実践活動を団体ごとに紹介。その後、受講者に感想を聞き、紹介した活動の他に「地域に必要な支援や課題」について話し合う。最後に、「ふれあい体験」のプログラム一覧表を紹介し、各自参加したいプログラムを検討して第3回目に希望を回収する。今回の目標は、「地域にある様々な活動団体の話を聞き、活動を理解する（社会資源の再認識）」「気になる生活課題や他に希望するサービスがあるか考える機会にする」「ボランティア活動への参加意欲を高める」。

第3回講座は、双方向性の支え合いにつなぐ相互支援に関する講義と「話し合い」を取り入れる。講義から「支援を必要とする人との関わり方」を学ぶ。この中で、「する側」「される側」の双方向性について、ソーシャルワークの援助技術から基本的な学習を通じて対人援助方法の理解を心がけ、ふれあい体験に向けた「意識する段階」とする。その後、「イキイキ高齢生活を楽しむために自分は何が出来るか」を話し合う。話し合いには、講座運営に関わる担当者がファシリテーターとして各グループに入る。今回の目標は、「対人について理解する〔支え支えられる双方向性の理解と一方通行にならないように再確認する〕」「グループの中でそれぞれの立場で考えていることや必要と思うことを話し合う機会にする」。

第4回講座は、具体的に体験する実施期間であり、第2回で紹介された実践活動に「ふれあい体験（ボランティア体験）」する機会を設ける。地域の既存活動や、可能であれば地域ニーズに合わせた新たな体験活動等に受講者が主体的に参加して、初めての受講者は、終了後に自ら参加したい実践を認識する機会にする。また、既存の活動をしている受講者がいれば、他の活動に参加し、自らの活動を見直し、活動の更なる発展につなぐ機会にする。これまでの経験と講座の学習を踏まえ、支え合いについて「認識する段階」とする。担当者は、全てのプログラムに同席してサポートすることで、受講者の活動実践につなぐよう配慮する。

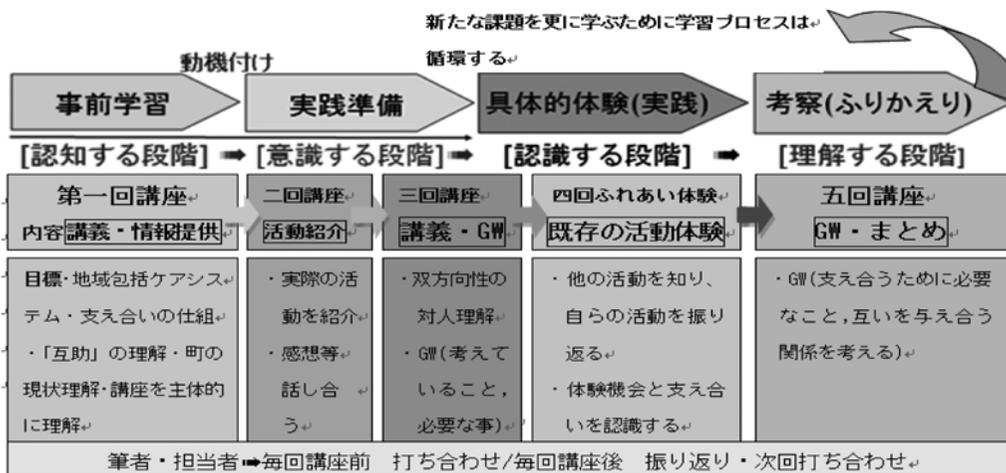


図2. 本講座の展開方法と内容

そして、第5回講座は、「ふれあい体験」の様子を報告し、その学びと体験を経た振り返りをして、実践活動につながるように話し合う「理解する段階」として考察する。「ふれあい体験」を担当者が取材した様子を紹介し、体験者に感想を話してもらい。その後、受講者同士の話し合いを中心にして、講座全体の学びを振り返る。担当者がファシリテーターとして各グループに入り、「体験して感じたこと、考えたこと」を報告し合い、これから「今後自分がしたいこと、希望すること」を話し合い、具体的に組み組めそうなことを話し合う。今回の目標は、「支え合うためには何が必要か知る機会にする」「今回の講座を通して自分は何をしたいか考える機会にする」「支援を必要とする人も社会で役に立つことを感じ、自信をもってもらい機会にする」「互いの存在を与え合う関係になれるよう考える機会にする」とする。

IV 講座試案の実証結果

1. 講座試案の協力自治体

埼玉県は、2010年から2025年にかけて、75歳人口が最速で倍増する。講座試案の実施に向け、県平均と比較しても高齢化率が高く、高齢者の在宅ニーズが増え、認知症高齢者、独居高齢者、軽度認定者が増加し、今後も急速な高齢化が進展すると予測される県内A町が講座実施の体制を整えられた。

A町は、1974年、首都圏のベッドタウンとしてAニュータウンの200世帯を超える入居がはじまり、一時県内一の人口急増率を示し、大幅に人口が増加した。その後、ニュータウン世代の子どもが成長し、転出する人が増加傾向にあり、1996年をピークに人口は減少している。2015年1月現在の人口は、14,470人、高齢化率は35.9%である。2014年度合計特殊出生率は0.60%で県内最も低い。A町は働き手が減少する中、後期高齢者が倍増し、町の財政状況はますます厳しくなる。A町は、2015年、生活支援体制整備に向けて、協議体として、社会福祉と健康増進担当の行政、社協、民生委員児童委員協議会、ボランティア連絡協議会、シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉法人で構成する「生活支援・介護予防サービス推進協議会」を9月に設置した。急速な超少子高齢化を迎えるA町は、医師会と協力しながら在宅医を増やし、介護認定率を上昇させないよう介護予防を促進し、高齢者が高齢者を支え合う社会参加の機会の創出をめざす。地域社会資源（見守り、サロン、家事や外出支援等）を増やし、Aニュータウンの「ふくしプラザ」を拠点に、行政と社協で高齢者支援を行ない、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいる。

この介護保険改正に伴い、「新しい総合事業」に関する町民説明と、地域住民等の支え合いによる要支援や軽度認定者の支援に携わる「互助活動」の促進が必要と考え、2015年度、町民のボランティア育成講座を、筆者の講座試案で実施することになった。講座は筆者が企画運営を統括し、実務運営の担当者については、協議体メンバーで行政の介護保険担当主任、地域包括支援センターの主任介護支援専門員、社会福祉士、コーディネーター（社協職員に委託）、社協のボランティアコーディネーターが携わった。また、講座の話し合いには、協議体メンバーの社会福祉施設職員2名が加わった。

2. 講座の実施

1) 講座の受講者募集に関する広報活動

この講座の受講対象者は元気高齢者だけでなく、「支援される側」に見られがちな要援護高齢者も「支援する側」になり得ると捉え、その人の希望を社会参加につなげられるように実施した。町広報で「A町は高齢化率が県内一位であり、今後、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者等の増加が

見込まれます。講座では、町の現状を知り、住み慣れたA町でいきいきと暮らすために、自分で出来ることや町に必要なサービスについて話し合います。これから住民同士が笑顔で支え合っていく環境を皆さんで作っていきましょう」と呼びかけ、参加対象を「A町在住在勤で高齢者福祉に関心のある原則全日程参加出来る方」とし、定員50名で募集した。また、包括主催の講演会参加者に別途郵送し、同センターが担当する要介護・要支援者や、チェックリスト該当で二次予防事業の教室に参加する虚弱高齢者のグループに担当者が声かけを実施した。その他、町内ボランティア団体関係者、NPO団体等の関係者、各区長・自治会長、民生委員・児童委員に郵送と直接呼びかけた。

2) 参加申込者結果

講座参加申し込みは、58名（男性28名、女性30名）。すでにボランティア活動等に取り組んでいる申込者（活動実践者）は、27名（男性14名、女性13名）。年齢は55歳から80歳で平均66.7歳（2名年齢未記入のため25名の平均）。大半の人が複数の活動をしている。はじめての申込者は、21名（男性10名、女性11名）。42歳から78歳で平均65.5歳（1名年齢未記入のため20名の平均）。しかし、「健康づくりサポーター受講中」や「民生委員」等の地域福祉活動をされている方も含まれていたため、全くボランティア等の活動経験がない人は13名（男性6名女性7名）。42歳から78歳で平均年齢67歳であった。要支援高齢者で講座申込者は、参加申込者数の約17%となる10名（男性4名、女性6名）。年齢は70歳から86歳で平均77.5歳（1名年齢未記入のため9名の平均）。要支援2の人が1名、それ以外の人は、日本老年医学会のいう「虚弱（Frailty）」と要支援の狭間にあった。

3) 講座の結果について

筆者は、全講座を運営し、受講者との話し合い以外にも直接応答し、受講状況を参与観察した⁷⁾。また、受講者に、実施前（12月16日回答者46名回収率79.3%）と実施後（2月24日回答者30名回収率83.3%）、アンケート調査⁸⁾を行った。アンケートに関する倫理的配慮は、十文字学園女子大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（受付番号2015-032承認）。アンケート調査は自由意志であり、分析等の結果を公表する際、個人情報保護に十分留意する等を確認し、書面で同意を得た。本件についてはA町の承諾も得た。

「知識や情報を得たい」78%、「人と支え合いたい」63%、「町の現状を知りたい」54%と実施前の参加動機は講座目的と半数程度は合致した。そして、広報41%、声かけ32%が参加のきっかけであった。3割は主催する包括職員の声かけがきっかけであり、要支援高齢者は周囲を気にして本人が参加に気後れしてしまうことも分かり、対象者への直接的な働きかけが有効と考えられた。しかし、「社会参加したい」は41%で半数に至らなかった。講座への期待としては、支え合いに関する町の取り組みを知り、自分の生き方を考える機会にし、講座受講者との話し合いを楽しみに、ボランティア活動の捉え方や参加へのきっかけづくりにしたい様子が窺えた。受講者の現在の介護や福祉サービスの利用は2割程度だが、今後加齢に伴い、自らの老後のライフデザインを考え、【人との関係形成の構築】への関心を持ち、自らが「いつまでもいきいきと暮らす支え合い」の足かがりを探る機会として参加されているように見受けられた。

実施後、参加動機であった「知識や情報を得たい」「町の現状を知りたい」ことが「できた」と100%が記した。そして、講座に活動発表や体験学習を取り入れたことが有益な機会になり、事後アンケートの自由記述からは、ボランティアに前向きになる、自己啓発につながる、ボランティアとして社会に役立ちたい、多くの人と関わり地域デビューする、体験は一人ではいけない所に行けていいチャンスになった、教科書の内容と現実の相違を実感、新しい交流も生まれボランティアの深みが増す、多くの団

体を知る、声かけの大切さ、福祉のイロハを学べた、無理のないボランティア活動をしたい、と【実践につながる学びの機会】になっていたと思われる。それを裏付けるように、実施前の動機は多くなかったが、「社会参加の機会を得られた」は90%だった。また、「社会の役に立てると思うようになった」「いきいき暮らせそうな気持ちになれた」「人と支え合うことの大切さを理解する機会になった」は97%が「なった」と答えた。そして、「社会資源を知る機会になった」「困っている人を支援してあげたいと思いましたか」は100%だった。そして、担当者が把握していたもので、講座で体験したサロンのボランティアに参加するようになった人が3名、地域健康教室サポーターになった人が1名、他のサークルや活動をはじめた人が2名、アンケート未回答者を含む最終回までの受講者36名のうち17%が講座終了までに実践につながった。また、講座終了後の確認で、虚弱等の要援護高齢者は、保健推進協力員、地域健康教室参加、健康づくりサポーターになったという。また、防犯パトロールを継続したり、老人会活動に参加したりする人もいた。受講時からの継続活動を除き、受講された要援護高齢者の30%が社会参加につながった。このように講座が地域に不足するサービスの創出や担い手養成と、要援護高齢者を含む高齢者の生きがいと社会参加の機会づくりの一助になり、活動の場の確保につながり得ることが示唆された。

前述の担当者把握と重複もあるが、講座を終えた受講者の感想からも、講座を通して受講者同士の交流やつながりが生まれ、サロンや傾聴ボランティアに参加、講座で知り合った人に誘われ合唱団に入会、音楽活動を再開等と、講座期間中に活動につながったことが窺えた。講座がきっかけとなり、【多様な社会参加へのきっかけ】になったといえる。そして、講座において、毎回受講者から希望が示された【情報交換と共有の場の継続】について、次なる課題として包括が場づくりの促進をすることになった。

こうした成果から講座の目的は達成され、一定の評価が出来る。しかし、要援護高齢者を主体として社会参加につなぐ講座を展開する際、参加希望はありながら講座不参加の当事者の声を配慮する必要がある。包括の主任介護支援専門員は、講座に参加したいができなかった人の声として、8名の要援護高齢者（要支援1が5名、要支援2が3名）の聴き取りを実施した。参加出来ない要因は、要援護高齢者自身が、今更講座に参加するのは気後れされている感があり、身体と体力の心配、周囲に迷惑をかける不安、周囲からどう見られているかの羞恥心、家から会場への送迎が考えられた。しかし、要援護高齢者が出来ることは、これまでに身につけてきた技術や経験を活かして社会貢献出来ることが確認された。そして、その実現のためには、その人が社会に役立つ機会を提供する「つなぎ手」の存在が必要である。その取り組みを通じて少しでも対価が得られれば、更にやりがいにつながるということが示唆された。また、希望することは、家事援助、外出支援、日常生活支援という一般的なニーズと同様だった。しかし、当事者の立場から、元気高齢者と一緒になることへの抵抗感があり、それらの人とは別に、レクリエーションや食事を希望する人もいた。また、子どもとの交流、話し相手の希望、集える場、喜びや生きがいにつながる観光地へ当事者とともに企画して遊びに行く等と、イベント的な行事への期待があった。こうした点に留意し、講座を実施することを望まれることが分かった。

V 要援護高齢者を主体とする社会参加につなぐ講座の視座

1. 担当者自身が講座準備から運営の過程で支え合いの姿勢を育む

担当者は、講座実施に向けた準備過程で地域実情等を整理していく中で、コーディネーターが担う役割の大枠を理解し、これから自分が何をすべきか自覚し、積極的に受講者と関わる姿勢につながった。

そして、既存サービス17団体の活動紹介、「ふれあい体験」、話し合いで受講者の実施している活動を知り、住民を社会資源につないだり、地域支援の資源を開発したりするコミュニティワークの必要性を、実際に講座運営の中で認識し、基本的な技法を体得した。そして、担当者の意識変革として、講座準備において、要援護高齢者を主体とする捉え方を認識した際、社会福祉士は担当していた要援護高齢者が、編み物を通じて子どもと交流したいと希望を示したにもかかわらず話を聞き流していたことを思い出し、講座の「ふれあい体験」で交流の場をつくった。また、講座終了後、主任介護支援専門員は、担当ケースにおいて、在宅介護者の集いに元介護者をボランティアとして参加することを勧め、現在介護をしている人の話を聴く活動につないだ。これは講座を担当しなければ考えられなかったと本人達は述べ、担当者自身が人の持つ力を活かす姿勢を業務上に活かしたことが報告された。担当者達は、支え合い活動への参加や創出につなげるためには、高齢者の希望や思いを受けとめ、実現には誰の協力を得て具体化すればよいか、職員だけで話を進めるのではなく、活動の主体となる高齢者とともに取り組む必要性を理解した。コーディネーターは担うべき役割を講座展開の中で体験的に理解した。このように生活支援体制を担う人材が、講座を実践的な学習機会として、高齢者が相互に支え合う意義を認識する。そして、要援護高齢者の力を活かし、主体的に社会参加出来るように支援することを能動的に行えるように講座担当者は自覚する。

2. 要援護高齢者を主体とする社会参加には支える役割を担う存在が必要

前述した編み物の技術を活かした子どもとの交流の場づくりのように、要援護高齢者が主体となって「支える側」として社会参加するためには、支える側の役割が重要になる。この事例では、社会福祉士が学校をはじめ、必要な関係団体を調整して高齢者達とつなげ実現させている。本人に適した社会参加の機会を提供できるようにコーディネートする存在が欠かせない。つまり、要援護高齢者が社会参加するためには、前述したような「つなぎ手」、仲介と調整する人が介在する必要がある。また、今回の講座運営では、担い手が福祉や介護の専門職のため、社会参加の場は福祉分野であった。しかし、本人の希望に添うためには、多様な分野の場の提供を配慮する必要があることも示唆された。そのためには、支える役割を担う存在は、商工会、企業、コミュニティビジネス等、多様な業種との連携も求められる。こうした役割を講座担当の専門職が各々担う必要がある。

3. 座学だけではなく話し合いと体験学習を活用する

事後アンケートのコメントで最も多かったのが、講座と「ふれあい体験」等を通じて、様々な人との交流する機会になったというものであった。「講座を通じて友達ができたか」については63%が「できた」と回答している。そして、前述したように、要援護高齢者も含め、講座期間に受講者との交流を通じて、講座で紹介された活動を含む受講生の様々な活動の場や、「ふれあい体験」の場への社会参加につながった。それは、座学だけでなく、受講者が互助活動の促進から地域の課題解決の実践につながるように、「講義」「話し合い」「体験学習」「振り返り（話し合い）」で講座を構成する必要がある。この展開プロセスは、講義（「事前学習」認知段階）で基本を学び、地域の様々な活動をしている人から実際を知り、支え合う方法を講義で学び（「実践準備」意識段階）、それに基づき、受講者が希望する活動を選択し、「ふれあい体験」に参加（「具体的体験」認識段階）して、その後、体験の感想を発表し、受講者同士で話し合い、体験と講座の学びを振り返り、学びをどう活かすか話し合う（「考察」理解段階）。こうした講座展開において、担当者は受講者が主体的な社会参加につながるようファシリテートする。

4. 要援護高齢者の主体的な社会参加につなぐ講座にするために配慮すべき点

要援護高齢者が講座に参加出来るよう配慮するには、以下の5点が考えられる。①健康状態のチェック。②家から会場までの送迎。③本人の思いや希望と出来ること（経験で身につけた技術や特技）を事前に聴き取り、つなげられそうな社会参加の機会を事前に調整し、「ふれあい体験」のプログラムに取り入れる（社会資源の創出につながる）。④受講者同士が、互いを尊重し、支え支えられるお互い様の関係づくりを基本に③を活用し、それを活かせる方法をコーディネーターが仲介役となり、包括や社協の職員等、協議体のメンバーと協働し、何らかの社会活動につなげるように工夫する。⑤超少子高齢社会において、今回の講座の「ふれあい体験」に加えた編み物や切り絵を高齢者が子どもに教える、あるいは教え合えるような「交流の場」をつくる。あるいは、受講者同士で企画して、レクリエーション、食事会、観光地に遊びに行く等の機会から場づくりを行う。高齢者、子どもとその親を巻き込んで多世代交流の機会を創出し、互いに知り合う人間関係づくりへつなぐ。

5. おわりに

講座の運営がコーディネーター、協議体の機能の充実に生かすことが可能であり、体験学習の展開方法を活かした講座プログラム（「講義」「話し合い」「ふれあい体験」「振り返り」）により、受講者が講座中から地域活動に参加するようになり、要援護高齢者を含む高齢者の社会参加の機会につながり、その有用性を確認することが出来た。

今回の介護保険法改正により、要介護度の高い人へ支援がシフトすることになり、虚弱、要支援、要介護1、2の人達の状態改善に向けた支援や介護予防につなぐ、社会参加の機会を充実させることが必要になる。今回の講座の成果を踏まえ、他の地域においてもA町と同様かそれ以上の成果があるか更に検証を試み、要援護高齢者が主体となり、「支える側」にもなり得る、「相互に支え合う」という価値の転換につながる学びの場づくりに取り組む。

謝辞

本研究はJSPS 科研費15KD03952の助成を受けたものである。

注

- 1) 全国社会福祉協議会は、運営主体を、住民互助型、社協運営型、生協型、農協型、ワーカーズコレクティブ型等に分類。その仕組みは、非営利活動で、同じ住民として相互扶助を基盤とする。
- 2) 埼玉県は、元気高齢者の介護予防等として「地域支え合いの仕組み」を現在62市町村で取り組む。
- 3) 要援護高齢者の目安は、虚弱、要支援1、2、要介護1、2、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ、Ⅱ、障害高齢者の日常生活自立度Ⅱと見立てる。
- 4) 小地域で支援を要する人の早期発見の仕組みや、近隣やボランティアの支援活動の組織化等。
- 5) 埼玉県内社協、包括に「要援護高齢種が主体となる地域で相互に学び合い・支え合う仕組みに関する研究」としてアンケート調査を実施 [社協n=35 (55.6%)、包括n=75 (28.8%)]。
- 6) 政府は2050年には65歳以上1人を20~64歳の1.2人で支えると推計し、「肩車型」と表した。
- 7) 実施自治体と受講者の承諾を得て、講座期間中ICレコーダーで録音。グループワークの際は、各グループにICレコーダーで話し合いを録音し、逐語録を作成した。
- 8) 1. 事前アンケート11項目①性別②世代③在住年数④仕事の有無⑤福祉サービス利用の有無⑥介護サー

ビス利用の有無⑦現在の福祉（サービス）活動への参加の有無⑧現在の介護（サービス）活動への参加の有無⑨講座参加のきっかけ（広報、チラシ、郵送案内、声かけ）⑩講座に参加するきっかけ（町の現状を知りたい、知識や情報を得たい、社会参加したい、社会の役に立ちたい、いきいき暮らしたい、人と支え合いたい、友達をつくりたい、社会資源を知りたい、困っている人を支援してあげたい）⑪その他講座に期待すること（自由記述）

2. 事後アンケート10項目①町の現状を理解することは出来ましたか②知識や情報を得ることは出来ましたか③社会参加の機会は得られましたか④社会の役に立てると思うようになりましたか⑤いきいき暮らせそうな気持ちになりましたか⑥人と支え合うことの大切さを理解する機会になりましたか⑦この講座を通じて友達ができましたか⑧社会資源を知る機会になりましたか⑨困っている人を支援してあげたと思いますか⑩その他講座を終えて何か感想がありましたらお書きください（自由記述）

文献

- 内閣府（2015）『世論調査』「社会意識に関する世論調査（平成27年1月調査）社会への貢献意識」図7
- 全国社会福祉協議会（2016）『平成26年度住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査報告書』、6頁。
- 浦光博（2010）『『孤立』を生み出すメカニズム～社会と心がつくり出す孤立～』『月間福祉7』、12-17.
- 浦光博（2014）「孤立を生み出す社会から互いに支え合う社会へ—新たなサポートシステムの構築に向けて—」
- 大橋謙策編著『ケアとコミュニティ福祉・地域・まちづくり』ミネルヴァ書房、80.
- 佐藤陽（2015）「高齢者が相互に支え合う意義—要援護高齢者の力を活かす場づくり—」十文字学園女子大学紀要第46巻、53-65.
- 佐藤陽（2009）「地域を基盤とする福祉教育推進プラットフォームの構造」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第7巻、83-96.
- 佐藤陽（2010）「新たな公共空間を創出する学習と実践の場の創造—地域を基盤とする福祉教育推進プラットフォーム—」『日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要Vol.16』、8-21.
- 佐藤陽（2004）「地域づくりと福祉教育・ボランティア学習実践」、「福祉教育・ボランティア学習実践による地域づくりを構想する—子ども・青年の学びの支援者と仕組みづくり—」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報Vol.9』、12-28. 128-151.
- 佐藤陽（2011）「『支えあい』の福祉体験学習への転換」十文字学園女子大学人間生活学部紀要第9巻、77-91.
- 佐藤陽（2002）「福祉教育実践方法としての体験学習における学習援助者役割に関する考察」『日本の地域福祉第15巻』日本地域福祉学会、63-72.
- 川元克秀・佐藤陽・菊田英代子・松尾策・諏訪徹・土井進・中島修・高野利雄・柴田博（1999）「福祉教育・ボランティア学習活動による学習者の即時的変容の内容とその意味」『日本福祉教育・ボランティア学習学会年報Vol.4』東洋堂企画出版社、82-110.
- 川元克秀・佐藤陽・諏訪徹（2000）「サービ斯拉ーニングにおける評価視点をういた短期宿泊型福祉教育・ボランティア学習活動の効果評価とその評価に影響を及ぼす活動内容の検討」日本地域福祉学会第14回大会2000年6/10、11